

平成30年4月28日

災害時に伴う措置<マニュアル>

1 休校の措置をとる基準

- 災害により、学校運営が正常に行われないと判断した場合。
- 前日の午後6時の時点で気象庁からの警報が発令され、大きな被害が予想される場合。
- 前日の午後6時の時点で交通機関（JR室蘭本線）に運転見合わせ、もしくは大幅な遅れがあり、併せてバスの運行が困難になることが予想される場合。
- 当日、午前5時の時点で気象庁からの警報が発令され、交通機関（JR室蘭本線）に、運転見合わせ、もしくは大幅な遅れがあり、併せてバスの運行が困難な場合。
- 当日、午前5時の時点で夕方から交通機関（JR室蘭本線）に運転見合わせ、もしくは大幅な遅れが予想され、併せてバスの運行も困難になることが予想される場合。
- 停電が授業時間のほとんどをしめる場合。
- 政府および所轄の機関から外出の自粛や避難命令等の指示があった場合。なお、戦闘行為による政府からの避難命令を含む。

2 休校の措置を講じる場合の手順（登校時刻を変更する場合を含む）

- 前日、午後6時30分の時点で本校ホームページに掲載する。なお、本校のホームページにアクセスできない場合は、学校に連絡する。
- 当日、午前5時30分の時点で本校ホームページに掲載する。なお、本校のホームページにアクセスできない場合は、学校に連絡する。

3 休校措置を講じない場合の対応（地域により災害の状況が異なる場合）

- 登下校時、自宅付近および交通機関の安全が確保できるかを判断する。

4 登校後に災害のため交通機関（JR室蘭本線）が運転見合わせになった場合の対応

- 交通機関が復旧して安全を確認するまで学校に留め置き、その後の対応は本校ホームページに掲載する。なお、本校のホームページにアクセスできない場合は、学校に連絡する。

5 登校後に停電や政府および所轄の機関から避難命令等の指示があった場合の対応

<4項>

6 対策委員会

- 対策委員は、校長、教頭、事務長、科長、情報機器管理担当者とする。
- 措置は、対策委員会を持って協議し、最終的には校長が判断する。